<u>平成26年台風第8号の接近に伴う大雨により被害を受けられたみなさまに</u> お見舞いを申しあげます

このたびの平成26年台風第8号の接近に伴う大雨により被害を受けられましたみなさまに、 心よりお見舞い申しあげます。

当社では、次の連絡先におきまして、ご契約者のみなさまからの被害のご連絡やご相談を承っておりますのでご利用くださいますようご案内申しあげます。

■ご契約に関するご相談等

・お客さま相談室

フリーダイヤル 0120-255-400 (平日9:00~17:00)

※夜間・休日につきましては、受付専用となります

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

■事故のご連絡

- 傷害保険

フリーダイヤル 0120-559-336 (平日9:00~17:00)

※携帯電話・PHS からもご利用いただけます

• 所得補償保険、医療保険

フリーダイヤル 0120-113-136(平日9:00~17:00)

※携帯電話・PHS からもご利用いただけます

• 火災保険、新種保険

フリーダイヤル 0120-550-346 (平日9:00~17:00)

※携帯電話・PHS からもご利用いただけます

一時払退職者傷害保険

フリーダイヤル 0120-400-811 (平日9:00~17:00)

※携帯電話・PHS からもご利用いただけます

※なお、夜間・休日の受付につきましては、フリーダイヤル 0120-550-346 にて承っております

また、このたびの平成26年台風第8号の接近に伴う大雨により災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者のみなさまを対象に、「契約継続の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予期間を設ける等の特別措置(※)を実施いたします。本措置の適用をご希望のお客さまは、担当者、または当社連絡先にお問合わせください。

(※)契約継続の締結手続きは、災害救助法適用日から2週間、保険料のお支払いは、災害救助 法適用日から2ヶ月間をそれぞれ限度として猶予させていただくものです。

〈平成26年台風第8号の接近に伴う大雨により災害救助法が適用された地域につきましては、次頁をご参照ください〉

平成26年台風第8号の接近に伴う大雨により災害救助法が適用された地域について

< 2 0 1 4 年 7 月 1 4 日現在>

災害救助法適用市町村	法適用日
【長野県】 木曽郡南木曽町(きそぐんなぎそまち) 【山形県】 南陽市(なんようし)	2014年7月9日